

別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し本案について提案理由の説明を求めます。 収入役橋本孝蔵君

（収入役橋本孝蔵君 登壇）

○収入役（橋本孝蔵君） お許しをいただきまして昭和四十四年度福生町と畜場特別会計を省略し本案について提案理由の説明を求めます。

別会計収入支出決算認定につきまして説明を申しあげます。
収入総額三十四万五千四百三十九円、支出総額三十三万九千九百九十九円でございます。収入支出差引残金が百五十六万四千三十八円、これは翌年度繰越額でございます。なお昨年度の繰越額が百三十七万三千四百九十四円でございます。単年度の実収収支をみますと十九万二千八百四十四円というものが実質的であったということでございます。

一頁の収入について申しあげますと事業収入が三十三万七千二百五十五円でございます。四十四年度に扱いました牛、豚等の総体の頭数が一万八百三十頭でございます。昨年度の四万二千四百十九頭に対して約一万八千頭近くの増になっております。繰越金で先ほど申しあげましたように百

三十七万三千四百九十四円、諸収入が一万二千六百八十円、しめまして収入合

計が三十四万五千五百六十九円でございます。

支出に参りました支出諸額の総務費が三十四万二千六千三百九十円、主としてと畜場運営のための人件費、賃金さらに昨年度より頭数がふえたために多少場内の設備投資をいたしましたのとそれらの経費が含まれております。公債費に参りまして百九十六万三千七百

一円、予備費が七千六百六十九円、合計しまして三十三万九千九百九十九円でございます。翌年度繰越額が百五十六万四千三十八円となる次でございます。

非常に雑ばくな説明で恐縮でございますが、よろしくご審議のうえに認定賜らんことをお願いいたします。説明を終わります。

○議長（石川信義君）

引続いて監査委員から監査結果について報告を求めます。

監査委員大野行夫君

（監査委員大野行夫君 登壇）

○監査委員（大野行夫君） 三十四頁をお開き願いたいと思っております。

と畜場特別会計収入支出決算の監査報告をいたします。この決算につきましては収入支出ともに前年度と比較したときには収入においては三

七%の収入増であり、また支出においても一三、六%の支出増となつてゐるわけでございます。また当年度の収入支出差引き残高が百五十六万六千三十八円から前年度繰越金百三十七万三千四百九十四円を差引くと十九万二千八百四十四円となり、単年度収支についてはわずかな差があるが黒字となつてゐるものの現行とあり推移すると赤字運営も予想されると思ひますので、今後のと畜場運営についてはより慎重な考慮が必要であり経営の合理化、建設投資、経常経費の節減をはかり長期財政計画を立て健全な運営に特段の努力を要望する。

以上でございまして特にと畜場の運営については慎重にご審議されますようお願いいたします。監査報告といたします。

議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明および監査結果の報告は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上で質疑は終了します。

議長（石川信義君） 十一番杉本皆雄君

○十一番（杉本皆雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第九十六号については建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま杉本皆雄君から所定の賛成者を得て本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よつて議案第九十六号は建設委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程が三十五議案第九十七号昭和四十四年度福生町公営用地特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し本案について提案理由の説明を求めます。収入役橋本孝蔵君

（収入役橋本孝蔵君登壇）

収入役(橋本孝蔵君) お許しをいただきまして、福生町公共用地特別会計の入
出決算について説明を申しあげます。

本会計は四年度においてはほとんど動きがござりませんが、入は前
年度の繰越金でござりまして十萬四千四百三十二円、入はつきましては二萬七千
七百円は決算書、予算書等の印刷費でござります。差引きまして
翌年度繰越高が八萬二千七百四十三円となった次第でござります。

以上大要を述べさせていただきますが公共用地会計の説明にかえさせました
でございます。どうぞよろしくご審議のうえご認定あらんことをお願い申
しあげます。

議長(石川信義君) 引續いて監査委員から監査結果について報告をお願いします。
監査委員大野行夫君

(監査委員大野行夫君 登壇)

監査委員(大野行夫君) ただいまの公共用地の決算について報告を申しあげま
す。

入支出と関係諸帳簿、諸書類をそれぞれ照合した結果計数は適
正でありその内容も適正であると認められる。

福生町議会

以上でございますが全般的な入支出事項別明細書の内容とよから実質
收支に関する調書それと財産に関する調書との内容からみまして、そ
の地方自治法施行規則第十六条の三の別記のとおりであり適正に作成されて
いる。

なお財産名帳と照合の結果その内容も適正であると認める。

最後のむすびといたしまして以上の当年度の決算審査概要であるが、総
括的には各項目で意見を述べたとおり当年度の財政運営としては收支の
均衡を考慮した健全財政の維持がみられなお黒字をもって繰越してし
予定の事務事業は主旨完了してその状態であった。

今後このような状態を維持するよう適切な財政計画、合理的な運営
を行ない健全財政を維持するよう期待するものである。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明および監査結果の報告は終了しまし
た。

こにより本案に対する賛否を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（石川信義君） 以上、質疑は終了します。

議長（石川信義君） 十一番杉本皆雄君

十一番（杉本皆雄君） この際動議を提出いたします！。

ただいま議題となっております。議案第九十七号については建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま杉本皆雄君から所定の

賛成者を得て本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか、

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって議案第九十七号は建設委員会に付託することと決定をいたしました。

議長（石川信義君） 次に日程第三十六議案第九十八号昭和四十四年度福生町学校用地特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略したばかりに本案について提案理由の説明を求めます。収入

役橋本孝蔵君

（収入役橋本孝蔵君登壇）

収入役（橋本孝蔵君） お許しをいただきました。昭和四十四年度福生町学校用地特別会計収入支出決算について説明申し上げます。

本会計につきましては議員の皆さまの特別なおはかりによりまして四十三年度に下河原地区の土地を先行取得するため設けられた会計でございます。当時金融機関から三億五千三百万円はかりお借りしまして用地の先行取得を行なったわけでございますが、四十四年度になりまして新都市建設公社とソウロウ折衝した結果買戻し条件ということと新都市建設公社にその用地を一時公社へ売り渡した形になっております。したかりまして本特別会計は四十四年度をもって終了いたしましたわけでございます。その点もご了承願いたいと思います。

収入の総額は三億二千三百四十六万六千八百七十七円、支出総額は三億二千二百八十三万二千七百三十九円、差引き残金が六十三万四千七十八円となっております。これは一応翌年度繰越額となっておりますが、これにつきましては四十五年度の一般会計へ諸収入として繰入れてござります。

大入に参りました。繰入金はセロ、繰越金が千三百十二万五千七百二十五円、財産収入としまして三億九百九十九万四千四百円、これは新都市建設公社へ売り渡した金額でございます。諸収入としまして三十七万六千九百九十二円、合計しまして大入総額が三億二千三百四十六万六千八百七十七円でございます。

大入におきまして公債費が二億七千二百八十五万六千九百九十九円、これは先ほど申しあげました金融機関から借入れしました元利合計の返却金でございます。それから支出金に参りまして四千九百九十八万二千四百円は公社に売り渡すことにつきまして税金相当分を地主さんに還付した金額でございます。

合計しまして大入総額三億二千三百八十三万二千七百三十九円、差引き残金が六十三万四千七十八円でこの金額は一般会計へ諸収入として繰入れしております。

以上大変雑ぱくでございますが、学校用地会計のご説明にかえさせていただけます。何とぞご審議のうえご認定賜らんことをお願いいたします。

議長（石川信義君）引続き監査委員から監査結果について報告を求めます。監査委員大野行夫君。

（監査委員大野行夫君登壇）

監査委員（大野行夫君）学校用地特別会計の決算報告をいたします。

大入おとにも関係諸帳簿、証書類をそれぞれ照合した結果計数は適正でありその内容も適正であると認める。

以上で監査報告は終了です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（石川信義君）以上で提案理由の説明および監査結果の報告は終了しました。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

議長（石川信義君）以上で質疑は終了します。

議長（石川信義君）十一番杉本皆雄君。

十一番（杉本皆雄君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第九十八号については総務委員

会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま議事録杉本皆雄君から所定の賛成者を得て本案は総務委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第九十八号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

議長（石川信義君） 次に日程第三十七諮問第一号人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取についてを議題といたします。

事務局長として諮問案の朗読をいただきます。

（島田議事事務局長朗読） 省略

議長（石川信義君） 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。市長石川常太郎君

福生町議会

（市長石川常太郎君登壇）

市長（石川常太郎君） 議案第九十八号につきまして提案理由のご説明を申しあげます。

諮問第一号のご並びまして、人権擁護委員といたしましてご活躍いただきまして石川窓金吉氏が任期満了となりました。法律でもって、後任につきまして議会の意見を聞かなければならないということになりますので本日ご諮問申しあげるわけでございますが、川窓氏は一期終了したところでございます。極めてご熱心に入権擁護の任事に打ちこんでいたためにございまして、極めて適任者であると思っております。経歴等につきましてはご覧のとおりでございますのでご説明申しあげません。よろしくご同意を賜りますようお願い申しあげる次第でございます。

大要簡便でございますが提案理由の説明といたします。

議長（石川信義君） 以上ご提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議九十九 議百 議百一 議百二 議百三 議百四 議百五 議百六 議百七 議百八 議百九 議百十 議百十一 議百十二 議百十三 議百十四 議百十五 議百十六 議百十七 議百十八 議百十九 議百二十 議百二十一 議百二十二 議百二十三 議百二十四 議百二十五 議百二十六 議百二十七 議百二十八 議百二十九 議百三十 議百三十一 議百三十二 議百三十三 議百三十四 議百三十五 議百三十六 議百三十七 議百三十八 議百三十九 議百四十 議百四十一 議百四十二 議百四十三 議百四十四 議百四十五 議百四十六 議百四十七 議百四十八 議百四十九 議百五十 議百五十一 議百五十二 議百五十三 議百五十四 議百五十五 議百五十六 議百五十七 議百五十八 議百五十九 議百六十 議百六十一 議百六十二 議百六十三 議百六十四 議百六十五 議百六十六 議百六十七 議百六十八 議百六十九 議百七十 議百七十一 議百七十二 議百七十三 議百七十四 議百七十五 議百七十六 議百七十七 議百七十八 議百七十九 議百八十 議百八十一 議百八十二 議百八十三 議百八十四 議百八十五 議百八十六 議百八十七 議百八十八 議百八十九 議百九十 議百九十一 議百九十二 議百九十三 議百九十四 議百九十五 議百九十六 議百九十七 議百九十八 議百九十九 議百一十

議長（石川信義君） 以上、質疑は終了します。

おわかりいたします。ただいま議題となっております諮問第一号
人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取については同意するこ
とに、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって諮問第一号につい
ては同意することと決定いたしました。

議長（石川信義君） 次に日程第三十八陳情第十三号年末手当等に関する陳情
書を議題といたします。

事務局長として陳情書の朗読をいただきます。

（島田議会議務局長朗読） 省略

議長（石川信義君） 朗読は終了しました。

本件について、質疑意見等ありましたらこの際承りたいと存じます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上、質疑は終了します。

おはかりいたします。本件は隣接関係のありますのでその
処理は理事者に一任したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって陳情第十三号年
末手当に関する陳情書は理事者に一任することと決定いたしました。

議長（石川信義君） 次に日程第三十九陳情第十三号市道ならびに校舎増
築等に関する陳情書を議題といたします。

事務局長として陳情書の朗読をいただきます。

（島田議会議務局長朗読） 省略

議長（石川信義君） 朗読は終了しました。

本陳情書について、意見等ありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上、意見は終了します。

陳情第十三号についてはお手紙とご配付の別紙付託表のとおり総
務および建設委員会に付託いたします。

議長（石川信義君） おはかりいたします。 委員会審査のため明十日
から三十日までの十日間休会いたしたいと思ひます。これに異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって明十一日から三十日
までの十日間休会いたすことに決定いたしました。

なお、今回の本会議は十二月三十一日午前十時からいたします。

議長（石川信義君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこのをもって散会いたします。

午後四時三十分 散会

福生町議会

福総発第一九五五号

昭和四十五年十二月三日

福生市議会議長

石川信義殿

福生市長 石川 常太郎

第二回福生市議会定例会の招集について

昭和四十五年十二月三日福生市告示第二十三号（別紙参照）をもつて、昭和四十五年
第二回福生市議会定例会を十二月十日に招集したので通知します。

議長（石川信義君） おはようございます。本日は、市議会第百四十四回定例会の開催に当たり、ご出席を願います。また、本日は、市議会第百四十四回定例会の開催に当たり、ご出席を願います。

議長（石川信義君） おはようございます。本日は、市議会第百四十四回定例会の開催に当たり、ご出席を願います。また、本日は、市議会第百四十四回定例会の開催に当たり、ご出席を願います。

第一回 市議会定例会 十二月十日（開会）

昭和四十五年十二月三日 市議会告示第二十三号（開会）

第二回 市議会定例会の開催について

市議会第百四十四回定例会の開催について

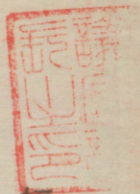
市議会第百四十四回定例会の開催について

市議会第百四十四回定例会の開催について

市議会第百四十四回定例会の開催について

市議会第百四十四回定例会の開催について

市議会第百四十四回定例会の開催について



福生市告示第二十三号

昭和四十五年福生市議会第二回定例会をつぎのとおり招集する。

昭和四十五年十二月三日

福生市長 石川 常太郎

一 期 日 昭和四十五年十二月十日

二 場 所 福生市議会議場

市議会第百四十四回定例会の開催について

市議会第百四十四回定例会の開催について

市議会第百四十四回定例会の開催について

市議会第百四十四回定例会の開催について

市議会第百四十四回定例会の開催について

二 議 案
一 議 案
昭 和 四 十 五 年 十 二 月 十 日

昭 和 四 十 五 年 十 二 月 三 日

昭 和 四 十 五 年 十 二 月 三 日 昭 和 四 十 五 年 十 二 月 三 日

昭 和 四 十 五 年 十 二 月 三 日

昭 和 四 十 五 年 十 二 月 三 日

福 生 市 議 會 議 長

昭 和 四 十 五 年 十 二 月 七 日

福 生 市 長 石 川 常 太 郎

福 生 市 議 會 議 長

石 川 信 義 殿

議 案 の 送 付 に つ い て

昭 和 四 十 五 年 福 生 市 議 會 第 二 回 定 例 会 に 提 出 す る た め 、 つ ぎ の 議 案 を 送 付 し ま す 。

一 議 案 第 七 十 六 号 福 生 市 長 選 挙 公 報 の 発 行 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

二 議 案 第 七 十 七 号 福 生 市 の 一 般 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

三 議 案 第 七 十 八 号 福 生 市 公 営 企 業 職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部

を 改 正 す る 条 例

四 議 案 第 七 十 九 号 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条

例

五 議 案 第 八 十 号 福 生 市 中 小 企 業 振 興 資 金 融 資 条 例